

地域主権改革の推進による都市自治の確立等に関する 提言・要望

基礎自治体を重視した地域主権改革を実現するため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 地域主権改革について

- (1) 都市自治体が自主的かつ自立的な行財政運営が行えるよう、地域主権改革を積極的に推進するとともに、基礎自治体の意見を十分に尊重した改革を行うこと。
- (2) 基礎自治体優先の原則、補完性・近接性の原理に基づき、国・都道府県・市町村の役割分担の明確化を図るとともに、役割分担に基づく事務事業の再配分を行うこと。

都市自治体への権限移譲に当たっては、都市自治体が住民に身近な事務事業や地域の実情にあった特色あるまちづくりを地域において総合的・一体的に遂行できるよう、包括的に移譲するとともに、税源移譲等による適切かつ確実な財政措置及び必要不可欠である専門的な人材育成等の仕組みの構築を図ること。

また、大都市制度のあり方について検討を行うこと。

- (3) 都市自治体の自主性・自立性の強化と条例制定権の拡大を図るため、地方分権改革推進委員会の第2次及び第3次勧告で示されたすべての条項等について、廃止を原則とした義務付け・枠付けの見直しを行うこと。

また、教育委員会の設置について、選択制を導入すること。

- (4) 国と地方の二重行政を解消する見地等から、地方の実情等を踏まえて国の出先機関の見直し等について検討を進めること。
- (5) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本として、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡大するとともに、税源の偏在が少なく税収が安定している地方消費税を拡充すること。

また、地方交付税の法定率の引上げ等により恒常的な地方交付税の財源不足の解消を図るとともに、「地方交付税」を特会直入とする「地方共有税」を創設すること。

(6) 「国と地方の協議の場」については、法律案の早期成立を図るとともに、国と地方が真に対等・協力のもとに運営し、地方からの意見を制度設計等に的確に反映することができるよう、国はあらかじめ十分な時間的余裕をもって提案を行うこと。

また、具体的な事項の協議に当たっては、国と地方とが真に実効ある協議を行うため、分科会等の積極的な活用を図り、事前に十分検討を深めること。

(7) 新たな制度創設や制度改正を行うに当たっては、地方への速やかな情報提供等を行うとともに、十分な準備期間を設けるほか、事前に地方公共団体との協議を行うこと。

また、社会保障・税の共通番号制度を創設する場合には、その制度設計に都市自治体の意見を十分に反映させること。

(8) 現行の法定受託事務について、地方分権改革の視点から再検討し、自治事務への転換を図るなどの見直しを行うこと。また、法定受託事務はできる限り新設しないこと。さらに、法定受託事務の執行に係る経費については、確実に財源措置を行うこと。

2. 広域行政について

(1) 広域行政圏策定計画策定要綱廃止後においても引き続き、広域行政による振興整備・更新事業に対して十分な支援策を講じること。

(2) 定住自立圏構想推進要綱における定住自立圏の要件を満たさない地域に対して、広域連携に係る積極的な支援措置を講じること。

(3) 定住自立圏構想推進要綱における中心市の要件について、地域の実情を踏まえて、見直しを図ること。

防災・災害対策の充実強化と安全・安心なまちづくりに関する提言・要望

地震や集中豪雨等の大規模災害に即応できる防災・災害対策及び消防・救急体制の充実を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 防災体制の充実強化と災害対策の推進について

(1) 災害時又は国民保護の有事の際に迅速、正確な情報提供を行い、地域住民が安全に避難できるようにするため、防災行政無線のデジタル化や衛星携帯電話の整備など情報伝達システムの整備に対する財政措置を拡充すること。

また、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による緊急情報を住民に迅速かつ確実に伝達するためのシステム整備について、財政措置を講じること。

(2) 近年、地球温暖化の影響とされる気象変動による大規模な水害が多発していることから、被災者生活再建支援制度の支援対象の拡大や支給限度額の引上げを行うほか、総合治水対策の財政措置の拡充を図るとともに、災害の未然防止に向けた抜本的な対策を検討し、所要の財政措置を講じること。

(3) 災害援護資金貸付金の償還について、借受人及び保証人がともに破産免責された場合を免除対象に加えるなど、実情に即した償還免除要件の拡大を図るとともに、償還期限の再延長を図るなど、必要な支援措置を講じること。

(4) 土砂災害特別警戒区域について、固定資産評価基準の新たな補正制度を創設すること。

(5) 災害復旧事業の効果を高め、再度災害の防止を図るため、災害関連事業の採択基準の緩和を図ること。

(6) 自主防災組織の育成等に対する財政措置の充実を図ること。

2. 地震及び火山災害対策の充実強化について

(1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域及び東南海・南海地震防災対策推進地域に指定された地域について、地震防災対策強化地域

に指定するとともに、具体的かつ充実した総合的な地震防災対策を早期に講じること。

(2)平成22年度末までの適用期限となっている地震防災対策特別措置法における地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等の措置を延長すること。

(3)地震・津波観測システムの充実を図るとともに、GPS波浪計と沿岸市町村等が独自に設置している潮位観測装置等による観測情報を共有できる環境を整備するなど、津波防災対策を一層充実強化すること。

また、沿岸部での浸水状況を把握するための浸水予測システム等の早期整備を図ること。

(4)火山災害対策として、関係機関における調査・研究の推進及び支援を行うとともに、火山ハザードマップの作成・公表を踏まえ、中央防災会議決定の「富士山火山広域防災対策基本方針」等による広域的かつ重点的な火山防災対策を推進すること。

また、東海地震と同様に、富士山噴火においても火山情報に応じた高速道路活用の防災体制を整備すること。

(5)庁舎、公民館等、災害時に防災拠点となる公共・公用施設等の耐震診断や耐震改修に対して、財政措置を拡充すること。

(6)民間施設、住宅家屋等の耐震診断や耐震改修を促進するため、財政措置を拡充すること。

3. 消防・救急体制の充実強化について

(1)消防・救急無線のデジタル化のための財政措置を拡充すること。

(2)消防の広域化及び非常備消防の機動力強化に対する財政措置を充実すること。

(3)住宅火災発生時における住民の生命及び身体的安全確保と防災意識の向上を図るため、住宅用火災警報器の設置の普及促進を図るとともに、財政措置を講じること。

(4)救急隊の編成基準については、救急救命士が出動する場合は2名体制を可能とするなど弾力化を図ること。

(5)救急救命士の国家試験を年2回実施すること。

情報化施策の推進と地上デジタルテレビ放送移行への支援 に関する提言・要望

すべての国民がICTを活用し、その恩恵を享受できる社会を実現するとともに、地上デジタルテレビ放送への完全移行を円滑に実施するため、国は、次の事項について、適切かつ積極的な措置を講じられたい。

1. ブロードバンドゼロ地域の早期解消を図るための財政措置を講じること。

また、携帯電話事業者に対して中継基地局等の整備にあたっての住民への事前説明の実施を義務付けるとともに、国民に対して電磁波が人体に与える影響や電波防護指針に定める数値の安全性について広く周知を図ること。

2. 地上デジタルテレビ放送への完全移行

(1) 地上デジタルテレビ放送への完全移行に際しては、全ての市民が放送を受信できるよう、国及び放送事業者の責任において、中継局の整備並びに共聴施設の改修など受信環境整備について対応を促進するとともに、低所得世帯等を対象とする受信機器購入等に対する支援措置を拡充すること。

特に、電波障害のある地域等の条件不利地域や新たな難視聴地域においては、衛星放送やCATVの活用、中継局及び共聴施設の整備・改修など、難視聴地域解消への対策について、市民や都市自治体等に対して財政措置を含め必要な措置を講じること。

また、電力会社の受信障害補償がなくなる地域で難視聴となる場合は、新たな難視聴地域に指定し、速やかに対策を講じること。

(2) 地上デジタルテレビ放送への移行が円滑なものとなるよう、国民への説明を徹底するとともに、市町村に対し迅速かつ十分な情報提供を行うなど、適切な対応を図ること。

なお、受信環境の整備が整うまでの間、アナログ放送の停波期限を延長することを検討するなど、適切な対策を講じること。

(3) CATV事業者に対し、デジアナ変換の導入を積極的に働きかけるとともに、現在と同様の放送局を視聴できるよう対応すること。

また、地方自治体がCATV事業者のチャンネルを借り上げて放送を行っている行政放送について、ネットワークIDを付与すること。

(4) 大量に処分されるアナログ放送対応テレビについて、適切な処理が行われるよう、国の責任において必要な対策を講じること。

3. 都市自治体が地域の実情に沿ったICT施策を推進できるよう、ICT施策推進に係る支援制度の柔軟な運用を図ること。

また、障害者や高齢者が使いやすい情報通信機器やソフトウェアの開発、及びICT利活用技術の習得促進等に対する支援制度の拡充を図ること。

4. 法や制度改正に伴う情報システム開発や改修、維持管理について、十分な財政措置を講じること。

また、自治体クラウド体制の確立など情報システムの効率化等に向けた取組みを推進すること。

5. 自治体の情報システム更新期間が適切に設定できるよう、機器類の耐用年数の基準を見直すなど必要な措置を講じること。

6. 市町村合併等による市外局番と市町村区域の不一致の解消を図ること。

安全対策の充実強化等に関する提言・要望

市民生活の安全対策の充実・強化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 北朝鮮による拉致問題について、「拉致問題の早期解決なくして日朝国交正常化はあり得ない」という基本方針を堅持し、再調査の早期実施と被害者全員の即時帰国の実現及び拉致の疑いが濃厚な特定失踪者等の行方の解明を含めた拉致問題の真相究明に向け、政府を挙げて最大限の努力を行うこと。
2. 「毒物及び劇物取締法」等の関係法令の改正により、少年のシンナー等の薬物乱用及び暴力団による密売等の違法な販売に関する取締体制を強化するとともに、薬物の危険性・有害性について住民への啓発を行うこと。
3. 自衛隊は国土の防衛はもとより、災害派遣による安全・安心の確保に重要な役割を担うとともに、地域経済や地域社会、まちづくりに大きな影響を与えていることから、防衛計画大綱の見直し等にあたっては、現行の体制を堅持すること。

合併市町村の振興等に関する提言・要望

合併市町村における円滑な行政運営と計画的な地域振興等を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 合併市町村等に対する財政措置等について

(1) 旧合併特例法及び現行合併特例法に基づき合併した市町村に対する普通交付税の合併算定替等の財政措置や障害を除去するための措置については、国と地方の信頼関係を損なうことのないよう確実に実施するとともに、これら特例措置の期間の延長を図るなど、引き続き合併市町村における一体的な振興を図るための事業が実施できるようにすること。

また、特別交付税については、合併市町村の特殊事情を十分踏まえること。

(2) 自主的合併、及び合併後のまちづくりを円滑に進展することができるよう、適切な財政措置や流域下水道に関する規定の見直しを行うなど、必要な措置を講じること。

2. 合併特例債については、地域の実情に応じた幅広い活用ができるようにするなど、適切な措置を講じるとともに、合併10カ年経過後においても市町村建設計画に基づく事業が円滑に実施できるよう、合併特例債の発行可能期間の延長を含む特別の地方債措置を講じること。

また、合併特例債の元利償還金に対する普通交付税措置については、その所要額を確保するとともに、基金の充当範囲の拡大を図ること。

過疎対策の推進に関する提言・要望

過疎対策の推進を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 過疎対策事業債の償還期限については、教育・福祉施設等整備事業債等と同様、対象事業の耐用年数に応じたものとする。
2. 過疎地域における合併特例債について、対象事業の拡大及び要件緩和を行うとともに、元利償還に係る交付税算入率の拡大を図ること。

住民基本台帳及び戸籍制度等の改善等に関する提言・要望

住民基本台帳及び戸籍制度等の適切な運用のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 本人が住民票の写しや戸籍謄本等の交付状況を知り得る制度とすることや不正請求に対する一層の罰則強化を行うなど、個人情報保護のさらなる充実を図ること。
2. 住民基本台帳ネットワークシステムの維持管理や住民票の写し等のコンビニ交付推進に要する経費に対し、十分な財政措置を講じること。また、戸籍の写しについてもコンビニ交付ができるよう検討すること。
3. 新たな外国人住民に係る住民基本台帳について
 - (1) 政省令やシステム改修に伴う標準仕様等の詳細な内容について、早急かつ適切な情報提供を行うとともに、新たな外国人住民に係る住民基本台帳の整備に要する経費等については、財政負担が生じないよう、十分な措置を講じること。

また、新制度へ円滑に移行できるよう十分な準備期間を設けること。
 - (2) 外国人に対して、新制度の周知・啓発を行うなど、その運用に支障が生じないよう、財政措置等を含め万全な措置を講じるとともに、在留カード等の表記方法については、窓口が混乱することのないよう、適切な措置を講じること。
4. 外国人住民を対象とした日本語教育等の充実、外国人の子どもを受け入れる公立学校への支援、外国人学校の法的位置づけの明確化、「外国人受入れ方針」の策定、その方針を推進する組織の設置など外国人に関する施策を総合的に推進するとともに、新たな在留カードの常時携帯義務の見直し、各種義務年齢の引上げ等、在留外国人の負担軽減を図ること。
5. 「定住者」資格により入国する外国人について、日本での滞在にあたり生計の維持が可能であるか等、査証発行時等の審査を厳密に行うこと。また、「身

元保証書」についても、その役割について厳格なものとなるよう見直しを図ること。

6. 民法第 772 条第 2 項いわゆる 300 日規定にかかる出生届について、実情に即して受理することができるよう法改正を含め所要の措置を講じること。

人権擁護の推進等に関する提言・要望

人権擁護の推進を図り、住民の基本的な人権を護るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 人権尊重の理念を啓発し、差別や虐待などの人権侵害を防止するとともに、被害者を救済するため、実効性ある人権擁護・人権救済制度を早期に確立し、制度の積極的な周知を図ること。
2. 人権問題に関する国民の正しい理解と認識を深めるため、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、人権意識の高揚に向けた人権教育及び啓発の一層の推進を図ること。
また、国の委託啓発事業について、委託対象の緩和など、地方公共団体の要望を踏まえた制度の充実と委託費の大幅な増額を図るとともに、地方公共団体が実施する事業について、必要かつ十分な予算措置を講じること。
3. 人権擁護委員活動の活性化に向け、研修の充実や、予算の確保など必要な措置を講じること。
4. インターネットにおける人権侵害を予防するため、より実効性のある制度を確立するとともに、全国の同和地区に関する地名の記載に対して、国の人権擁護機関が迅速に削除要請を行うこと。
また、民間事業者が行うマンション開発の候補地調査等については、人権に配慮したものとなるよう適切な措置を講じること。
5. 保護司活動が円滑に行われるよう、面接のための事務所等の整備・確保を図ること。
6. 裁判員候補者等に対して支給される日当については、個々の生活実態に応じて、適切な額となるよう見直すこと。

北方領土の返還実現に関する提言・要望

北方領土問題は、我が国における戦後最大の懸案事項であり、北方領土の返還実現は、全国民の多年にわたる悲願であることから、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 一日も早い領土問題の解決と平和条約締結に向け、国内外世論の喚起に努めつつ強力な外交交渉を行うなど、引き続き最大限の努力をすること。
2. 北方領土問題に係る啓発活動を強化するとともに、返還運動の後継者育成と青少年教育に努めること。
3. 早期返還に向けた戦略的環境づくりのため、北方四島交流事業をはじめ、北方墓参、北方地域元居住者の支援等の交流等事業を着実に推進すること。
4. 北方領土周辺海域における漁業の安全操業の実現について、万全を期すこと。

地籍調査の推進に関する提言・要望

地籍調査について、計画的・効率的な事業の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

地籍調査事業を円滑に推進するため、必要かつ十分な業務支援と財政措置を講じること。また、土地所有者の追跡調査が円滑に遂行できるよう必要な措置を講じること。

選挙制度に関する提言・要望

選挙制度について、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 国政選挙に係る執行経費については、所要額を適切に確保し措置すること。
2. 市区長選挙について、法に規定されたビラ（マニフェスト）の頒布枚数では不十分であることから、枚数の上限を見直すこと。

都市税源の充実強化等に関する提言・要望

都市の自主財源の根幹である都市税源を充実させるため、国は、次の事項の早期実現のため適切な措置を講じられたい。

1. 地方分権型社会に対応した地方税体系の構築

(1) 国・地方の税源配分の当面「5：5」の実現と偏在性が少ない安定的な地方税体系の構築

① 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。

② 都市自治体が行う福祉、医療、教育など、市民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、地方消費税の拡充を含め、偏在性が少なく安定的な地方税体系を早急に構築すること。

(2) 権限移譲に伴う税財政措置

国または都道府県から都市自治体への権限移譲に当たっては、税源移譲等による適切かつ確実な税財政措置を講じること。

(3) 税制改正に際し地方の主体的参画の仕組みの構築

地方税の課税主体は地方自治体であることから、税制改正の検討に当たっては、地方が主体的に制度設計に参画する仕組みを構築すること。

2. 個人住民税の充実確保

個人住民税均等割については、これまでの1人あたりの国民所得や地方歳出等の伸びを勘案すると低い水準にとどまっているため、その税率を引き上げること。

3. 固定資産税等の安定的確保

(1) 固定資産税は、市町村税の大宗をなしている重要な基幹税目であることから、その安定的確保を図るため、商業地等にかかる負担水準は当該年度評価額の70%を上限とするなど、現行制度を堅持すること。

(2) 国有資産等所在市町村交付金については、固定資産税の代替的性格を基

本としていることから、司法研修所、税務大学校等の国有資産並びに水道事業用、公共下水道終末処理場に供する土地や家屋など現在対象となっていない固定資産について交付金措置をすること。

- (3) 国有提供施設等所在市町村助成交付金については、基地所在都市の厳しい財政状況と固定資産税の代替的性格を考慮し、対象資産価格の100分の1.4に相当する所要の予算額を確保すること。

また、現在対象となっていない事務所等施設について交付金措置をすること。

4. 諸税の課税制度の見直し及び充実確保

- (1) 原動機付自転車に対する軽自動車税については、徴税効率が極めて低い現状にかんがみ、標準税率、課税方法等の課税制度の見直しを検討すること。
- (2) 特別とん税については、港湾施設の整備に要する費用の増大等にかんがみ、税率を引き上げること。
- (3) ゴルフ場利用税については、ゴルフ場所在地におけるゴルフ場関連の財政需要に要する貴重な財源であることから、現行制度を堅持すること。

5. 地方税における非課税等特別措置については、税負担の公平確保の見地からより一層の整理合理化を図ること。

特に、固定資産税の非課税、課税標準の特例措置については、抜本的に是正措置を講じること。

また、地方税収を確保するため、国税における租税特別措置についても見直しを行うこと。

6. 政令指定都市については、国・道府県道の管理その他の事務配分の特例が設けられ、これらの事務を行っているにも関わらず、所要額が税制上措置されていない状況にあり、地方主権改革のより一層の推進のため、事務配分を抜本的に見直したうえで、事務配分に見合った税制上の特例措置を講じること。

7. 課税・徴収体制等の改善

- (1) 還付加算金の利率については、社会経済情勢を反映した利率に見合うよう見直しを行うこと。
- (2) 国税連携における所得税確定申告書データの都市自治体への提供については、課税事務に支障を来さぬよう年度末までに提供すること。
- (3) 日本年金機構から都市自治体へ提供される個人住民税の公的年金に係る特別徴収対象者情報等の提供時期については、6月初めに納税者に税額通知をするため、現状より前倒しして提供すること。
- (4) 軽自動車税の課税事務の効率化のため、必要なデータについては、電磁的方法により確実に提供されるようにすること。

8. 地方自治の根幹である税条例の改正に係る議論の時間が地方議会において十分に確保されるよう、地方税法等の改正・公布の時期について配慮すること。

地方交付税の復元・増額に関する提言・要望

地方交付税は地方の固有・共有の財源であり、地方自治体の財政需要に対応した交付税総額が確保されなければならない。

よって、国は、安定的な地方財政運営が図られるよう、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 平成 23 年度の地方交付税については、福祉、医療、子育て等の社会保障や道路、橋梁等の改修費の増大など都市自治体の実態を、地方財政計画に的確に反映したうえで、三位一体改革等において大幅に削減された地方交付税総額の復元・増額を継続し、財源保障、財源調整の両機能を強化すること。

また、地方交付税の法定率の引上げ等により恒常的な地方交付税の財源不足の解消を目指すとともに、その総額を確保し、併せて、都市自治体の財源の予見可能性を向上させること。

2. 基準財政需要額の算定にあたっては、算定費目の拡大、単位費用の引上げ、都市自治体の財政需要の増嵩を反映した算定方法の見直しを行うこと。

また、地方再生対策費については、所要額を確保するとともに、真に財政状況の厳しい地域に重点配分されるよう配慮すること。

さらに、事業費補正の見直しにあたっては、団体間・年度間の変動が大きい都市自治体に配慮し、社会資本整備に支障が生じないようにすること。

3. 基準財政収入額の算定にあたっては、算定額と実際の税収に乖離が生じた場合には、適切な財政措置を行うこと。

また、所得税から個人住民税への税源移譲相当額を、当面、基準財政収入額に 100% 算入する経過措置については、通常の方法に合わせ 75% 算入とすること。

4. 地方交付税の財源不足を臨時財政対策債の発行により補てんする現制度の抜本的な改正を行うとともに、発行を余儀なくされた臨時財政対策債の元利償還金については、不交付団体を含め、確実に財源措置を講じること。

なお、臨時財政対策債の配分方法見直しについては、不交付団体において

も発行実績があることを勘案し、不交付団体の財政運営に支障が生じないよう
にすること。

5. 補正予算債の元利償還金については、償還財源が確実に措置されるよう全
額を公債費方式により算定すること。

6. 地方交付税が、国から恩恵的に与えられているものでないことを明確にす
るため、「地方交付税」を国の特別会計に直接繰り入れ等を行う「地方共有税」
に変更すること。

国庫補助負担金改革に関する提言・要望

国庫補助負担金改革にあたっては、真の地方分権を実現していくために、地方の自由度を高め、自立した行政運営ができるよう、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 国庫補助負担金については、地方分権の理念に沿って、国と地方の役割分担を再整理し、明確化した上で、真に国が責任をもって負担すべき分野を除き、廃止・一般財源化すること。その際、特定地域において講じられている補助制度に係る特例措置については、十分配慮すること。なお、国庫補助負担金の廃止等に伴う税財政措置を必ず講じること。
2. 国庫補助負担金の廃止と一括交付金の創設にあたっては、必要とする事業の執行に支障が生じないようにするため、決して総額が縮減されることがないようにするとともに、地方交付税制度との整合性にも留意し、地方の自由度が拡大することを前提に、国と地方の協議の場等で十分協議して制度設計を行うこと。
3. 国の歳出削減を目的とした単なる補助率の引下げや補助対象の縮減等地方への一方的な負担転嫁など、地方の自由度の拡大につながらない国庫補助負担金改革は、断じて行わないこと。

また、社会経済の実態に即した補助単価、補助対象等の見直しを行い、都市自治体の財政運営に支障を生じさせることのないよう超過負担の解消や手続きの簡素化を図ること。

地方債の充実・改善に関する提言・要望

地方債の充実・改善を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 生活関連社会資本等の整備を推進するため、所要の地方債総額を確保するとともに、長期・低利の良質な公的資金の安定的確保を図ること。
2. 公債費負担の軽減を図るため、1. 1兆円規模の公的資金の補償金免除繰上償還の措置が延長されたところであるが、依然として公債費は高水準で推移しており、引き続き、対象要件の緩和・拡大を図ること。
3. 起債対象事業、充当率、償還年限等、貸付条件の改善を図ること。

財政の健全化の推進に関する提言・要望

都市自治体の財政の健全化の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地方公共団体財政健全化法に基づく制度の運用にあたり、都市自治体の財政運営に支障や混乱が生じないように十分配慮すること。
2. 新公会計制度導入に伴うシステム改修費など、都市自治体の財政負担について適切な措置を講じること。

安定的な地方財政運営の確保に関する提言・要望

財政健全化目標を掲げる「財政運営戦略」及び補助金の一括交付金化や地方税財源の充実確保などを盛り込んだ「地域主権戦略大綱」の実施に当たっては、安定的な地方財政運営を確保する観点から、以下の点を踏まえたものとする。

1. 国・地方を通じたプライマリー・バランスの黒字化を健全化目標とする「財政運営戦略」においては、現在の国よりも指標が改善している地方のプライマリー・バランスは、市町村合併や定数・給与削減等の国より厳しい行政改革に取り組んだ結果であり、国の赤字の地方への付け替えは厳に行わないこと。

今後、地方財政対策をはじめ予算編成等における具体化に当たっては、「国と地方の協議の場」等を通じ、地方の実態や意見を踏まえ、十分な検討を行うこと。

2. 「地域主権戦略大綱」について、今後の具体的な目標・工程表等の策定や各分野の制度設計に当たっては、「国と地方の協議の場」等を通じて地方と十分協議の上、地方の意見・提言を最大限反映すること。

国の制度創設等に伴う財源措置に関する提言・要望

国の責任において実施されるべき「給付付き税額控除」、「子ども手当」、「高校の実質無償化」などに代表される新たな制度創設や制度改正にあたっては、都市自治体の意見を反映させるため、事前に地方との協議を十分行うとともに、事務費を含め全額国庫負担とし、地方に財政負担や事務手続き上の過大な負担が生じることのないようにすること。

介護保険制度に関する提言・要望

介護保険制度の円滑な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 財政運営について

- (1) 介護保険財政の健全な運営のため、都市自治体の個々の実態を考慮しつつ、十分かつ適切な財政措置を講じること。
- (2) 介護給付費負担金については、各保険者に対し給付費の25%を確実に配分し、現行の調整交付金は別枠化すること。
- (3) 財政安定化基金の原資については、国及び都道府県の負担とすること。

2. 低所得者対策等について

- (1) 低所得者に対する介護保険料や利用料の軽減策については、国の責任において、財政措置を含め総合的かつ統一的な対策を講じるよう、抜本的な見直しを行うこと。
- (2) 重度心身障害者については、医療系サービスの必要度が高く、介護保険利用者負担が高額になるため、国の負担により減免措置を講じること。
- (3) 認知症対応型共同生活介護を利用する低所得者に対し、負担軽減措置を講じること。

3. 介護サービスの基盤整備等について

- (1) 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、介護サービスが適切に提供できるよう、サービス基盤整備について、財政措置を含む必要な対策を講じること。

また、老朽化施設の維持のため、大規模修繕に対する財政支援措置を講じること。

さらに、認知症高齢者グループホーム等の全ての小規模施設にスプリンクラー等の消防用設備が設置されるよう、設置基準を見直すとともに、十分な財政措置を講じること。

- (2) 都道府県又は市町村が行う介護サービス事業者の指定について、介護保険事業計画の達成に支障が生じるおそれがあると認められる場合は、指定

しないことができるよう必要な措置を講じること。

- (3) 療養病床から介護療養型老人保健施設等への転換については、新たな財政負担や保険料の上昇を招かないよう、十分な財政措置を講じるとともに、実態を踏まえ、保険者をはじめ関係機関の意見を尊重すること。

4. 第1号保険料について

- (1) 第1号保険料について、世帯概念を用いた賦課方法や保険料算定の在り方を含め、より公平な設定となるよう見直しを行うこと。
- (2) 介護保険料の特別徴収について、口座振替との選択制を導入することなく、社会保険料控除が適用されるよう対応策を講じること。
また、利用料について、介護費控除を創設するなど税制上の優遇措置を講じること。
- (3) 特別徴収については、普通徴収から速やかに変更できるようにするとともに、特別徴収の事務処理の迅速化を図るなど、円滑な保険者事務に資するよう必要な措置を講じること。

5. 要介護認定について

- (1) 今後、要介護認定制度の見直しを行う必要が生じた場合は、十分な検証を行い、保険者の意見を尊重するとともに、十分な周知期間を設けること。
また、要介護認定の実態を踏まえ、更新期間を延長するなど、事務の効率化を図ること。
- (2) 指定市町村事務受託法人の設置促進に向けた支援策を講じること。

6. 地域包括支援センター等について

- (1) 地域包括支援センターについて、その機能が十分に発揮されるよう、職員確保や研修などの対策を講じるとともに、十分な財政措置を講じること。
- (2) 地域包括支援センターにおける介護予防支援業務の在り方について、実態に即した見直しを行うこと。
- (3) 地域支援事業について、十分な財政措置を講じるとともに、地域の実態を検証し、当該事業に設定されている上限枠の緩和について検討すること。
- (4) 特定高齢者の実態把握や決定について、都市自治体が地域の実情に応じて柔軟に対応できるよう、所要の措置を講じること。

7. 介護報酬について

- (1) 平成 24 年度以降の次期介護報酬の改定に当たっては、保険料の水準に留意しつつ、報酬体系を簡素化するとともに、適切な人材の確保、サービスの質の向上などを図るため、都市自治体の意見を十分踏まえて適切に報酬を設定すること。
- (2) 前回の改定によって措置された「介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策（介護報酬 3%増）」及び平成 21 年度補正予算における「介護職員処遇改善交付金」に伴う保険料の上昇分については、利用者及び保険者の負担増とならないよう、継続的な措置を講じること。

8. その他

- (1) 介護保険の円滑な運営に資するため、従事者を確実に確保するとともに、給与水準の公表などを含め、介護報酬の一定割合が確実に従事者の給与に反映される仕組みを構築すること。
- (2) 今後の介護保険制度の見直しに当たっては、混乱を招かないよう都市自治体と十分協議するとともに、速やかに情報提供を行い、十分な準備期間を設け、国民への周知徹底を図ること。
- (3) 介護保険制度における「住所地特例」について、救護施設等の福祉施設まで適用範囲を拡大することを含め、その在り方を検討すること。
- (4) 将来の介護保険制度を見据え、広域化を含めた保険運営の在り方に向けた検討を行うこと。
- (5) 介護保険制度の中長期的財政見通しを踏まえた保険料や利用料について、国民の理解と協力が得られるよう積極的に広報を行うこと。

国民健康保険制度等に関する提言・要望

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の健全な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 高齢者医療制度改革について

- (1) 後期高齢者医療制度を廃止して新たな高齢者医療制度を創設するに当たっては、被保険者をはじめ現場に混乱をもたらさないためにも、運営主体を以前の市町村単位に後戻りさせることはあってはならず、その改革の方向としては、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向けて、国または都道府県を保険者とする国保制度の再編・統合等を行うこと。
- (2) 後期高齢者医療制度の廃止に伴い、国保制度の負担増は決して招かないよう、国の責任において万全の対策を講じること。
- (3) 新制度発足に伴って発生・波及するシステム経費等については、超過負担を招かないよう必要な額を確実に確保するとともに、速やかな情報提供と十分な準備期間の設定を行うこと。

2. 国民健康保険制度について

- (1) 国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、国庫負担割合の引上げなど国保財政基盤の拡充・強化を図るとともに、国の責任と負担において、実効ある措置を講じること。
特に、低所得者層に対する負担軽減策を拡充するとともに、国保財政安定化支援事業については、実態に即した見直しを行うこと。
また、保険財政共同安定化事業の拠出金が交付金を上回る場合、差額を補てんするなど所要の措置を講じること。
- (2) 制度改革等に伴う国保財政への影響を考慮し、電算システム経費等について必要な財政措置を講じるとともに、十分な準備期間を設けること。
- (3) 国保保険料(税)の統一的な減免制度を創設し、十分な財政措置を講じること。
- (4) 被保険者間の負担の公平を確保するため、連帯納税義務化など実効ある保険料収納対策を講じること。

- (5) 国保保険料(税)の収納率による普通調整交付金の減額措置を廃止すること。
- (6) 各種医療費助成制度等市町村単独事業の実施に伴う療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額措置を廃止すること。
- (7) 後期高齢者医療制度の創設に伴い実施している国保保険料(税)の軽減等について、十分な財政措置を講じること。
- (8) 介護保険料及び後期高齢者支援分の負担により、保険料(税)収納率の低下等を招く恐れがあることから、国保運営に更なる支障が生じることのないよう、十分な財政措置を講じること。
- (9) 特定健康診査・保健指導について
 - ① 市町村国保に義務付けられている特定健康診査・保健指導に係る人件費、電算システム経費等について、地域の実態に即した十分な財政措置を講じるとともに、保健師等の人材が確保できるよう、適切な支援策を講じること。

また、特定健康診査・保健指導については、地域の実態を踏まえ適切に実施できるよう対策を講じるとともに、市町村国保と被用者保険との円滑な連携の仕組み等を整備すること。

なお、特定健康診査の検査項目について検証すること。
 - ② 特定健康診査・保健指導の実施率等による後期高齢者医療支援金の加算・減算措置を撤廃すること。
- (10) 70歳から74歳までの高齢者に係る医療費の一部負担割合引上げ凍結に伴う高額療養費負担増について、財政措置を講じること。
- (11) 被保険者の資格情報等について、被用者保険の保険者が資格喪失の情報を国保保険者に通知するとともに、それに基づき職権処理できるよう制度化すること。
- (12) 精神・結核の保険優先化に伴う国保財政の負担増について、財政措置を講じること。
- (13) 医療費適正化対策を推進するため、都市自治体を実施している健康対策への財政支援を充実するとともに、医療関係者等に対し、実効あるジェネリック医薬品の更なる普及促進策を講じること。
- (14) 資格を喪失した被保険者の受診に伴う過誤調整について、被保険者を介さず保険者間において直接処理できるよう措置を講じること。

(15) 葬祭費に対する財政措置を講じること。

3. 後期高齢者医療制度について

(1) 後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、保険料の上昇を抑制する措置等について平成 23 年度以降も引き続き継続するとともに、国の責任において十分な財政措置を講じること。

また、制度の見直しに当たっては、被保険者及び地方の意見や実情を十分に踏まえるとともに、速やかな情報提供と十分な準備期間の設定を行うこと。

(2) 平成 24 年度保険料改定において保険料増が見込まれる場合、国の責任において十分な財源措置を講じること。

(3) 健康診査・保健指導等について、十分な財政措置を講じるとともに、より被保険者に相応しいものとする。

(4) 不均一課税の対象となっている離島など医療確保が困難な地域に対し、医療費の地域格差の特例に基づく不均一課税に対する財政措置等を講じること。

少子化対策に関する提言・要望

少子化対策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 都市自治体が少子化対策を効果的に展開できるよう、次世代育成支援対策交付金等について、多様な保育サービスの提供や保育所の適正な運営を確保するため、交付要件を地域の実態に即した水準に改善するとともに、その総額を確実に確保すること。

また、次世代育成支援について、包括的な制度を早急に構築するとともに、制度設計にあたっては、都市自治体の意見を十分尊重すること。

2. 子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)事業について、平成 23 年度以降も継続するとともに、更なる財政措置の拡充を図ること。

3. 子育て世帯に対する減税措置を講じるなど、子育てに係る経済的負担の軽減を図ること。

また、税制改正に伴い、所得税及び個人住民税が増額する世帯について、税額等と連動する諸制度の負担に影響が生じないように必要な措置を講じること。

4. 少子化に関する国民意識を高めるため、更なる啓発活動を行うこと。

5. 保育対策について

(1) 保育所待機児童の解消や耐震化を含む保育所施設整備等のため、地域の実態を十分に踏まえ、財政措置の拡充を図ること。

(2) 障害児保育など多様な保育サービスの提供や保育所の適正な運営を確保するため、保育所運営費等について十分な財政措置を講じるとともに、児童福祉施設最低基準の適切な見直しを行うこと。

また、一時預かり、病児・病後児保育事業等を安定的に実施できるよう財政措置の拡充を図ること。

(3) 保育所徴収金基準額について、保護者・自治体の負担や地域の実態を考

慮しつつ、子育て家庭の負担軽減を図ること。

また、第3子以降の保育料について、現行の無料化の基準である同時入所に関わらず無料化するなど、保育料の無料化の範囲を拡大すること。

- (4) 保育所統合により廃所となった施設の活用・解体費用について、財政支援措置を講じること。
- (5) 保護者負担の公平性等を確保するため、口頭や文書による徴収事務を認可私立保育所へ委託できるよう児童福祉法等の改正を図ること。
- (6) 認可外保育施設について、更なる安全確保対策と保育水準の向上策を図るとともに、財政措置を講じること。
- (7) 幼保一体化等を含めた保育分野の制度・規制改革について、都市自治体の裁量権を拡大するなど、地域の実情や利用者に応じた安定的な保育制度を実現すること。
- (8) 幼保一体化等の推進の一環として、幼稚園を指定管理者制度の対象とすること。
- (9) 認定こども園整備事業及び認定こども園事業費について、平成23年度以降も継続するとともに、地域状況に応じ財政措置の充実を図ること。
- (10) 「子ども・子育てビジョン」において数値目標等が示されている事業について、確実に財源を確保するとともに、事業を計画している都市自治体に対し十分な財政支援措置を講じること。

6. 放課後児童対策について

- (1) 「放課後児童健全育成事業」及び「放課後子ども教室推進事業」について、地域の実態に柔軟に対応した運営を確保するとともに、両事業に係る国の所管を一本化するなど、一体的に推進できる体制に整備し、十分な財政措置を講じること。

また、両事業に参加する児童やスタッフを対象とした傷害保険制度等を創設すること。

- (2) 現行の「放課後児童健全育成事業」について、十分な財政措置を講じるとともに、障害児の受入れ、指導員の配置、補助基準の基準開設日数等について、地域の実態に柔軟に対応した運営を確保するなど、放課後児童対策の更なる充実を図ること。

7. 子ども手当について

(1) 平成 23 年度以降の子ども手当は、システム開発経費等の事務費や人件費を含め、全額国庫負担とし、都市自治体の事務負担を極力軽減すること。

また、保育料、給食費等の未納問題に対応するため、必要に応じて子ども手当額を未納の保育料等に充当できるよう法律に明記すること。

(2) 子ども手当の在り方については、安心して子どもを産み育てることのできる環境整備に向け、都市自治体は地域の実情に応じた様々な子育て施策を推進していることから、現金による直接給付と保育サービスをはじめとする子育て関係経費とのバランスにも十分配慮すること。

(3) 子ども手当の本格的な制度設計に当たっては、地域主権の理念に基づき、都市自治体の意見を十分尊重して、総合的な子育て支援策に関し国と地方の役割分担を明確にした制度の構築を図ること。

また、国民の理解が十分得られるよう、国はその責任において、積極的な広報活動を行うこと。

8. 児童扶養手当における所得制限限度額を緩和するとともに、十分な財政措置を講じること。

また、児童扶養手当と公的年金の併給の在り方について、関係機関の連携や子育て支援の視点等を踏まえ検討すること。

9. 父子家庭についても「母子及び寡婦福祉貸付金」の対象とするなど、父子家庭を含めたひとり親家庭に対する施策の充実を図ること。

10. 母子家庭自立支援給付金事業について、経済対策の観点からも十分な財政措置を講じること。

11. 児童虐待の再発防止の観点から、加害者に対して更生プログラムを義務付けるよう法整備を行うとともに、都市自治体が行う児童家庭相談に対する財政措置の拡充を図ること。

また、児童相談所の機能の拡大及び強化を図るとともに、業務内容等を勘案した組織強化等に向けた対策を講じること。

12. 子どもの医療費無料化制度を創設すること。
13. ひとり親家庭及び寡婦に対する医療費助成制度を創設すること。
14. 妊婦健康診査の公費負担について、妊婦の健康管理の充実や経済的負担の軽減を図るため、平成 23 年度以降も継続するとともに、更なる財政措置等を講じること。
15. 出産育児一時金の加算措置について、平成 23 年度以降も継続すること。
16. 里帰り出産による新生児及び妊産婦に対する訪問指導事業について、費用負担を含め、全国統一の制度とすること。
17. 経済的な理由により入院助産を受けることができない妊産婦を対象とする入院助産制度の助産施設に、診療所を加えること。

保健福祉施策に関する提言・要望

保健福祉施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 生活保護制度について

- (1) 生活保護費負担金については、現行の国庫負担率を堅持すること。
- (2) 生活保護制度について、社会経済構造の変化に適応した抜本的な制度改革に取り組むこと。
- (3) 国の責任において保護基準の明確化を図るとともに、地域の実態に即した級地区分の見直し、老齢加算の復活、実施機関の調査権限の強化など、社会経済状況の変化等に適応した制度改正を着実に進めること。
- (4) 地理的条件の悪い地域の居住者が日常生活上の用に供する自動車の保有が可能となるよう制度の改善を図ること。
- (5) 介護保険施設の個室等については、居住費の負担のない場合など特別な場合を除き、新規の生活保護受給者の利用は認められていないが、特別養護老人ホームの大半が個室・ユニット化され、今後、施設入所が困難になることから、個室等の利用に係る取扱い等について早期に改善すること。
- (6) 生活福祉資金貸付制度について、地域の実情等を踏まえた適切な運用方策を検討すること。
- (7) 自立意欲のある生活保護受給者が救護施設から退所した後の住居費・生活諸費を就職支度費に加算することについて、検討すること。
- (8) 被保護者とのボーダーライン層にある者や就労可能な被保護者を対象とする、自立・就労に向けた効果的かつ集中的な支援の仕組みについて検討すること。
- (9) 生活保護申請者及び被保護世帯が急増していることにかんがみ、相談支援体制の更なる整備を図るとともに、円滑な事務処理体制の確保等に係る緊急的な財政措置を講じること。
- (10) 精神障害者に対する生活保護費の障害者加算の認定について、身体障害者と同様に、障害基礎年金の受給権を有する場合は、精神障害者福祉手帳又は国民年金証書のいずれかにより行うよう改善すること。

2. 福祉制度の改正等に伴う電算システム改修経費等について、地域の実態を踏まえた十分かつ適切な財政措置を講じること。

また、制度改正の実施にあたっては、速やかに情報提供を行うとともに、十分な準備期間を設けること。

3. 原子爆弾小頭症患者の生活実態を十分に把握し、被爆者相談事業の拡充強化など当該実態に即した支援措置を講じること。

4. 原子爆弾被爆者の原爆症認定制度の在り方について、速やかに検討を行うとともに、高齢化した被爆者の現状にかんがみ、より一層速やかな審査に努めること。

5. 隣保館をはじめとする社会福祉施設の整備及び管理運営について、実情に沿うよう財政措置の充実を図ること。

6. 中国残留邦人等に対する老齢基礎年金を補完する支援給付について、経費の全額を国が負担すること。

7. 無料低額宿泊所の適正な設置運営を図るため、社会福祉法を改正し、その設置については届出制から許可制に改めること。

また、開設後の運営についても、実効性のある就労支援及び自立に向けた基準の設定等を図ること。

障害者福祉施策に関する提言・要望

障害者福祉施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 障害者自立支援法について

- (1) 障害者の自立と社会参加に向けた施策の充実を図るため、自立支援給付及び地域生活支援事業について、自治体間格差を解消するとともに、超過負担が生じないように、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じること。
また、サービス利用者の公平性の確保に配慮しつつ、利用者負担等について一層の軽減策を講じること。
- (2) 各種サービスについて、生活実態との乖離や地域格差が生じないように、障害程度区分判定について障害特性を十分反映させた基準とすること。
また、認定調査員の専門性を十分に確保するとともに、認定期間や支給期間については、障害者の実態に即したものとなるよう配慮すること。
- (3) 障害者デイサービス事業所の地域活動支援センターへの移行を促すため、規模や職員配置に関する補助基準を緩和すること。
- (4) 利用者負担の軽減や事業所に対する激変緩和措置等については、利用実態等を十分踏まえ、制度の安定的な運営に向けた対応を行うこと。
- (5) 自立支援医療について、障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担の軽減措置と同様の措置を講じること。
- (6) 障害者施設で製造される製品を福祉圏域ごとに共同受注する場合や、製品開発、販路拡大に取り組む事業を自立支援特別対策事業の対象とすること。

2. 新たな障害者制度の構築に当たっては、性急な変更により現場に混乱を招かないよう、十分な準備期間を設けたうえで、関係者や都市自治体の意見も尊重し、国民が理解しやすい安定した制度とすること。

また、障害者が必要なサービスを受けられるよう利用者負担に配慮するとともに、制度移行に係る経費について十分な財政措置を講じること。

3. 障害者（児）の多様なニーズに適応した福祉施設の整備や運営について、更なる財政措置の充実を図ること。
4. 精神障害者に係る公共交通運賃及び有料道路料金について、割引制度を設けるとともに、身体障害者及び知的障害者に係る運賃割引等の利用制限の撤廃や利用手続きの簡素化等について、関係機関へ要請すること。
5. 重度障害者（児）の医療費について、財政措置の拡充を図ること。
6. 発達障害児等の早期発見・早期療育に係る都市自治体の事業について、十分な支援措置を講じること。
7. 障害者等が障害者用駐車スペースを円滑に利用できるよう、「パーキングパーミット制度」の全国的な導入を図ること。
8. 障害児通園施設と保育所、幼稚園を併せて利用する場合や複数の児童を療育する場合等について、保護者負担の一層の軽減措置を講じること。
9. 自殺対策など精神保健分野に対応できる専門職員を確保するため、必要な財政措置を講じること。

地域医療保健に関する提言・要望

地域医療保健の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医師確保対策について

(1) 産科医・小児科医・外科医・麻酔科医等をはじめとする深刻な医師・看護師不足の解消や地域ごと・診療科ごとの医師偏在の是正を図るため、都道府県域を越えた需給調整システムや地域の実情に応じた柔軟な医師派遣体制の構築等を着実に推進するとともに、十分な財政措置を講じること。

また、病院勤務医及び看護師等の労働環境の改善を図るための支援策及び十分な財政措置を講じること。

(2) 医学部定員の更なる増員等により、医師・看護師等の絶対数を確保するとともに、各種対策に係る十分な財政措置等を含め、実効ある措置を早急に講じること。

(3) 医師等の不足が深刻な特定診療科や救急医療において、医師・看護師の計画的な育成、確保及び定着が図られるよう、実効ある施策及び十分な財政措置を講じること。

また、産科・小児科医の集約化・重点化にあたっては、自治体病院に適切な配慮を行うこと。

(4) 医学部入学に際し、実効ある「地域枠」を設けること。

また、地域医療を担う医師を養成するための「奨学金制度」等の創設や医学部における「専門講座」の設置を促進するとともに、十分な財政措置を講じること。

(5) 看護師・助産師等医療を支える専門職の養成・確保及び地元への定着等を図るため、養成機関の充実や労働環境の改善等適切な措置を講じるとともに、財政措置等の充実を図ること。

(6) 育児休業後の円滑な職場復帰等、女性医師等の医療従事者が継続して勤務できる環境を整備すること。

(7) 新医師臨床研修制度の導入による医師不足への影響や問題点の検証を踏まえ、地域医療が維持・確保できるよう当該研修制度の改善を図ること。

(8) 医師に一定期間、地域医療従事を義務付けるなど、医師を地方に派遣す

る仕組みについて検討すること。

2. 自治体病院等について

- (1) 自治体病院をはじめ地域の中核病院について、地域の実態に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、十分な財政措置等を講じるとともに、廃止を余儀なくされている病院等に対し、適切な措置を講じること。
また、病院事業債等について、繰り上げ償還等の条件を緩和するなど、地方財政措置の拡充を図ること。
- (2) 自治体病院等の耐震化及び老朽化に伴う建替えに対し、十分な財政措置を講じること。
- (3) 地域医療の確保に支障が生じることのないよう、公立病院改革ガイドラインを推進すること。
また、病院の再編・統合に要する経費について、十分な財政措置を講じること。
- (4) 自治体病院の医師及び看護師の定員を一般職とは別枠とするよう、集中改革プランに係る定員管理の適正化計画の見直しを行うこと。
- (5) 医療の質の向上及び医療費適正化を図るため、医療分野のIT化を推進するとともに、これに要する経費について、十分な財政措置を講じること。

3. 救急医療について

- (1) 小児救急医療をはじめとする救急医療及び周産期の医療体制整備・運営等の充実強化を図るため、実効ある施策と十分な財政措置を講じること。
また、軽症患者の時間外受診への対応については、救急医療従事者の負担軽減を図るための措置を講じること。
- (2) 第三次医療機関・救命救急センターについては、ドクターヘリの導入を促進する等適切かつ迅速に救急医療が受けられる搬送体制を整備し、救命救急医療体制を充実するとともに、財政措置の拡充を図ること。

4. がん対策について

- (1) がん対策の一層の充実を図るとともに、「がん対策基本計画」における受診率を達成できるよう、都市自治体が実施するがん検診事業に対する十分な財政措置を講じること。

- (2) 女性特有のがん検診推進事業については、平成 23 年度以降も継続するとともに、国の責任において、適切かつ十分な財政措置を講じること。
- (3) がん医療の均てん化の促進や専門的ながん医療の提供のため、地域がん診療連携拠点病院について、地域の実態に即した柔軟な指定を行うとともに、十分な財政措置を講じること。

5. 予防接種等について

- (1) 今後発生する恐れのある新型インフルエンザ等の感染症対策については、国と地方自治体の役割分担、関係機関による連携の仕組みを構築するとともに、財政負担の明確化を図り、国の責任において万全の措置を講じること。

また、国民や都市自治体に対する情報提供を正確かつ迅速に行うべく、的確な広報・啓発等を実施すること。

- (2) 子宮頸がん、インフルエンザ菌 b 型 (Hib) 及び肺炎球菌ワクチン等、WHO が推奨する予防接種について、早期に定期接種として位置付けるとともに、接種費用の軽減等を含め、十分な財政措置を講じること。

併せて、住民に対する普及啓発を行うこと。

- (3) 医学的判断により生後 6 ヶ月以降 1 歳に達するまでの期間に行われる BCG 接種について、定期接種として位置付けること。
- (4) 日本脳炎接種の差し控えにより、法定の年齢から外れてしまった者について、接種が実施される際は定期接種として位置付けるとともに、当該接種費用について財政措置を講じること。
- (5) 平成 20 年度から 5 年間の時限措置として実施されている麻しん予防接種について、十分な財政措置等を講じること。
- (6) 都市自治体が費用を負担する任意予防接種事業に対する財政措置を講じること。

6. 各種医療費助成制度について、都市自治体の規模や財政状況等による格差を解消し、国の責任において、国民が公平に医療給付を受けられるようにすること。

また、すでに実施している各種医療助成について、十分な財政措置を講じること。

7. 小児難病又は難病に指定されていない疾患にある子ども等について、患者家庭の精神的・経済的負担の軽減等総合的な難病等対策を確立するため、特定疾患治療研究事業における対象疾患の範囲等を拡大するとともに、必要な財政支援措置を講じること。
8. 住民検診に係る高額医療機器の整備について、財政措置の充実を図ること。
9. 保険適用外の不妊治療のうち、人工授精及び既に助成制度のある特定不妊治療を保険適用とするとともに、治療が受診しやすくなる対策を講じること。

国民年金に関する提言・要望

国民年金の円滑な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 将来に向けて持続可能な年金制度を構築するため、最低保障年金を含め、その在り方について国民的な議論を行ったうえで、適切な見直しを行うこと。
2. 受給資格を満たせない無年金者及び定住外国人無年金者に対し、国の責任において一定の救済措置を講じること。
3. 国民年金事務費交付金について、超過負担が生じないように適正に交付すること。
4. 年金裁定請求事務等の日本年金機構への移管をはじめ、裁定請求の結果の市町村への通知、市町村窓口での事務の簡素化、被保険者の利便性に十分配慮した方策などについて検討すること。
5. 年金事務所について、専任事務員を配置するなど、都市自治体からの照会に対して適切かつ十分な対応ができる体制に整備すること。
6. 日本年金機構が実施する「年金出張相談」について、住民の負担軽減及び年金制度の信頼回復のためにも、事業縮小することなく引き続き開催すること。

水道事業に関する提言・要望

安全、安心な水道水の供給及び公営企業財政の健全化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 安全で安定した水道水の供給を図るため、上水道における老朽化した水道施設の再構築事業、同施設の耐震化事業及び震災対策に係る応急給水用機材の整備、水道管補修材料の備蓄等の推進について、採択要件を緩和するとともに財政措置の拡充等を図ること。

また、海底導水管（鋼管フランジ形）更新事業について、老朽管更新事業の補助対象とすること。

2. 水道水源の開発に供するダムの改修等について、水道水源開発施設整備費の補助対象とすること。

3. 簡易水道の上水道への統合促進事業について、地域の実情に応じた採択要件に見直すとともに十分な財政措置を講じること。また、統合後の上水道については、健全経営が維持できるよう財政措置を拡充すること。

4. 計量法における水道メーターの検定有効期間について、延長を図ること。

雇用就業対策に関する提言・要望

雇用就業対策の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 緊急雇用創出事業及びふるさと雇用再生特別基金事業を継続・拡充するなど、引き続き雇用対策の充実を図るとともに、十分な財政措置を講じること。
2. 雇用調整助成金の要件を緩和するなど、中小企業等への支援策を強化すること。
3. 地域の中小企業事業者の能力向上と求職者の能力開発のため、国の責任において、地域職業訓練センター及び情報処理技能者養成施設を存続させるとともに、更なる機能向上と十分な財政措置を講じること。
4. 職業系高校への専攻科の設置や職業訓練施設に対する支援の強化を図ること。
5. 住まいを失った労働者等の住宅対策の一環として、雇用促進住宅の譲渡・廃止方針を見直すこと。
6. 産業を支える人材の確保や若者の自立を促進するため、新規学校卒業予定者に対する就職支援を強化すること。
7. 非正規労働者等の生活が安定するよう、待遇改善に向けた必要な措置を講じること。
8. 公正な採用選考を図るための雇用主等への啓発・指導を強力に進めるとともに、公正採用選考人権啓発推進員制度の充実を図ること。
9. パート労働者の雇用環境改善に向け、ILO第175号条約に批准し、国内法を整備するとともに、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の趣

旨を踏まえた雇用管理を徹底すること。

10. 中小企業勤労者福祉サービスセンター事業について、新たな支援策を講じること。

11. シルバー人材センター事業を拡充するとともに、十分な財政措置を講じること。

廃棄物・リサイクル対策に関する提言・要望

廃棄物・リサイクル対策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 総合的な廃棄物政策について

- (1) 多様な廃棄物に係る低コストのリサイクル技術を開発するとともに、リサイクル製品の流通体制の確立など総合的な廃棄物再生利用対策を強力に推進すること。
- (2) 有害性・危険性などの視点から自治体による処理が困難な一般廃棄物について、処理過程における安全性が確保されるよう製造事業者の責務を明確にするとともに、製造事業者による製品の引取り及び処理について、法的な義務付けを行うこと。
- (3) PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理に係る財政措置の拡充を図ること。
- (4) 放置産業廃棄物の早期撤去について、法的規制の整備や財政措置の拡充など施策の充実を図ること。
- (5) 廃石綿等の埋立処分基準により、「耐水性の材料で二重にこん包すること」、「固型化すること」のいずれかの方法で実施することとされているが、大地震等の災害によって破袋し廃石綿等が飛散することが十分想定されることから、同基準を「固型化すること」に限定すること。
- (6) 使用済み乾電池について、再資源化の制度を構築すること。
- (7) 生ごみ等食品廃棄物の堆肥化の普及拡大について、周知を図るとともに、国と地方の役割分担を明確にした上で、家庭系生ごみの再生利用の目標値を新たに設定すること。
また、堆肥化に取り組む自治体等の処理施設に係る支援措置を拡充すること。

2. 廃棄物処理施設等について

- (1) 循環型社会形成推進交付金制度について、廃棄物処理施設の整備をはじめ基幹的改良等に係る支援措置を拡充するとともに、災害廃棄物用ストックヤードの整備に対する財政措置を講じること。

(2) 廃棄物処理施設の解体撤去工事費について、解体のみの場合や跡地が廃棄物処理施設以外に利用される場合等に対しても財政措置を講じること。

また、施設解体時に実施するダイオキシン類濃度測定費用について、適切な財政措置を講じること。

3. 家電リサイクル制度について

(1) リサイクル費用については、製品購入時に支払う「前払い制」の仕組みに改めるとともに、消費者が預託するリサイクル費用を事業者が適正に管理運用できる仕組みを構築すること。

また、対象品目の更なる拡大を図ること。

(2) 不法投棄された廃家電製品に係る処理等については、拡大生産者責任の原則に基づき、事業者が費用負担や撤去、運搬、処理等を義務付けること。

(3) 不法投棄防止に向けた周知徹底を図るとともに、排出者等の利便性に配慮した環境の整備を推進すること。

4. 容器包装リサイクル制度について

(1) 拡大生産者責任の原則に基づき、都市自治体と事業者との役割分担の更なる見直しを行い、事業者責任の強化・明確化を図るとともに、現在、自治体が負担している収集、選別、保管等の費用を事業者負担とすること。

(2) 容器包装リサイクル制度について、容器包装の範囲の周知徹底や飲料用容器等のデポジット制及びリターナブル容器の普及等により、容器包装の発生抑制を図ること。

(3) 設計段階から容器包装等の軽量化・分別・リサイクルに配慮した仕様等を事業者が義務付けるとともに、プラスチック製容器包装以外のプラスチック製品についても再資源化に向け検討を行うこと。

(4) プラスチック製容器包装の再商品化手法及び指定法人が定めるプラスチック製容器包装の「引き取り品質ガイドライン」について、自治体の意向が反映されるよう見直しを行うこと。

生活環境等の保全・整備に関する提言・要望

地域社会における快適で安全な生活環境づくりを推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地球温暖化防止対策として、環境税の創設や温室効果ガスの国内排出量取引制度の実施等による誘導・規制措置を講じるとともに、新エネルギーの導入、省エネルギーや環境にやさしい交通機関の普及・促進等総合的な対策について、財政措置を含め、支援体制を強化すること。

また、長期的な温室効果ガスの削減目標の達成に向け、国、自治体が協力して取り組みを進められるよう、国と自治体の役割を明確にし、具体的で実現可能な工程を早急に示すとともに、国として先導的な役割を果たすこと。

2. アスベスト対策について

- (1) アスベストに起因すると考えられる健康被害を受けるすべての住民を対象に、継続的な健診体制等を確立するとともに、当該費用について財政措置を講じること。

また、「一般環境経路による石綿ばく露健康リスク調査」の対象範囲を拡大するとともに、その調査実態を解明し結果の公表を行うこと。

- (2) すべての建築物におけるアスベストの除去等の改善措置に対し、十分な財政措置等を講じること。

- (3) アスベスト対策に係る環境基準を設定するとともに、大気中のアスベスト濃度について、より正確かつ迅速に測定できる方法を開発すること。

また、各省それぞれで把握しているリスク情報を一元化し、公表するとともに、トレモライト等新たに確認されたアスベストについて、輸入・流通経路等の情報提供を適切に行うこと。

3. 浄化槽設置整備事業について、補助対象範囲を拡大するとともに、財政措置を拡充すること。

4. 公共施設整備等に係る汚染土壌調査等の土壌汚染対策について、十分な財政措置等を講じること。

5. 地域における環境保全活動の推進について、財政措置の拡充を図ること。
6. 世界遺産登録に向けた地域の取組に対し、更なる支援措置を講じること。

公立学校施設等の整備に関する提言・要望

公立学校施設等の整備を推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 公立学校施設等の耐震診断及び耐震補強事業等について、財政措置の拡充を図ること。
特に、耐震補強事業に係る補助単価等については、地域の実態に即した見直しを行うこと。
2. 地震防災対策特別措置法により実施されている地震対策事業について、公立学校施設の耐震化を計画的かつ安定的に推進することの重要性にかんがみ、特例的な財政措置を延長するとともに、地域の実態を踏まえ、対象事業を拡大すること。
3. 公立学校施設について、都市自治体が新增築・改築事業等を計画的に推進できるよう、補助単価等について、地域の実態に即した見直しを行うなど、財政措置の拡充を図ること。
4. 国有学校用地の利用について、無償譲渡又は無償貸付とし、改築承諾料の徴収を廃止すること。
5. 「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について（通知）」等に定められている国庫納付返還金に係る諸規定について、都市自治体が当該学校施設を有効活用できるよう、一層の見直しを行うこと。
6. 小中学校の統廃合等に伴う経費について、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じること。
7. 社会教育施設等の耐震化事業等について、財政措置の拡充を図ること。
8. 公立学校用地の購入・借上げに係る費用について、財政措置を講じること。

義務教育施策等に関する提言・要望

義務教育施策等の充実を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 分権型教育の推進について

- (1) 公立小中学校教職員の人事権について、広域的な人事交流の仕組みを構築するとともに、中核市をはじめとする都市自治体に所要の税財源措置と併せて移譲すること。
- (2) 都市自治体が地域のニーズに応じた独自の教育施策を展開することができるよう、学級編制権及び教職員定数決定権等を所要の税財源措置と併せて都市自治体に移譲すること。
- (3) 教育委員会の設置について、選択制を導入すること。

2. 教職員配置等の充実について

- (1) 地域に応じたきめ細やかな指導が行えるよう、少人数学級等の推進に向け、法改正等により学級編制及び教職員定数の標準を見直すとともに、所要の税財源措置を講じること。
- (2) 帰国、入国児童生徒が在籍する学校への教職員配置等の充実を図ること。
また、外国人児童生徒の教育環境が適切かつ平等に保障されるよう、所要の措置を講じること。
- (3) 学校図書館の充実を図るため、専任の司書教諭を適切に配置するとともに、必要な財政措置を講じること。
- (4) 生徒指導等に配慮を要する学校への養護教諭の複数配置を促進すること。
- (5) 食育の推進を図るため、学校栄養教諭等の配置を充実すること。
- (6) 児童生徒の不登校などの問題行動等へのカウンセリング機能の充実のため、スクールカウンセラーを小中学校に適切に配置できるよう配慮すること。
また、児童生徒の家庭環境等の問題を関係機関と連携して解決するべく、スクールソーシャルワーカーを適切に配置できるよう配慮すること。
- (7) 育児短時間勤務の実施に伴い、学校運営に支障を来すことのないよう、学級担任の確保等、常勤教員の補充について十分配慮すること。

- (8) 教員の事務負担を軽減するため、事務職員の配置の充実を図ること。
- (9) 小学校外国語活動の円滑な導入に向け、地域の実態に即した外国語指導助手等の配置を行えるよう、適切な支援策や財政措置等を講じること。
- (10) 不登校など教育上特別の配慮を要する児童生徒に対し適切な指導を行うため、児童生徒支援教員の加配の充実を図るとともに、適応指導教室への支援措置を講じること。

3. 障害児等の学習環境の充実について

- (1) 普通学級に在籍する障害児や、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥・多動性障害）等の児童生徒に対する特別支援教育支援員等の適正配置など、十分な財政措置を含め、特別支援教育の充実を図ること。
- (2) 特別支援学級における児童生徒の定数の見直しを行うこと。
- (3) 入退院を繰り返す児童生徒に配慮し、院内学級について入級手続きの簡素化を図ること。
- (4) 発達障害の早期発見並びに発達障害のある幼児及びその保護者等への早期支援を図るため、十分かつ適切な財政措置を講じること。

4. 小中一貫教育を推進するため、義務教育学校設置に係る法整備等を早期に行うこと。

5. 小中学校の統廃合に伴う都市自治体の財政負担等に対し、所要の支援措置を講じること。

6. 学校給食費の未納問題に対処するべく、必要な法整備等を行うこと。

7. 要保護児童生徒援助費、特別支援教育就学奨励費等について、超過負担が生じないように、十分な財源を確保するとともに、これら制度の拡充を図ること。

8. 「放課後子ども教室推進事業」及び「放課後児童健全育成事業」について、地域の実態に柔軟に対応した運営を確保するとともに、両事業に係る国の所管を一本化するなど、一体的に推進できる体制に整備し、十分な財政措置を

講じること。

また、両事業に参加する児童やスタッフを対象とした傷害保険制度等を創設すること。

9. 幼稚園就園奨励費について、超過負担が生じないよう十分な財源を確保するとともに、保護者負担の軽減を図るため所得制限を緩和するなど、一層の支援措置を講じること。
10. 幼保一体化等の推進の一環として、幼稚園を指定管理者制度の対象とすること。
11. 子ども農山漁村プロジェクト事業への参加を促す方策を講じるとともに、補助対象要件の緩和及び財政支援の拡充を図ること。
12. 独立行政法人国立青少年教育振興機構が運営する青少年自然の家等について、従前どおり、国の所管により運営すること。
13. 地方文化の振興を図るため、史跡、埋蔵文化財、重要建造物等の保存・整備・調査等について、財政措置の拡充を図ること。

まちづくり等に関する提言・要望

まちづくり等の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 魅力ある都市づくりを実現するため、都市自治体が自主的・主体的な取組ができるよう、都市計画法及び建築基準法における権限を都市自治体に移譲すること。
2. 中心市街地の活性化を図るため、十分な予算を確保するとともに、必要な施策を継続的に推進すること。
3. 土地区画整理事業について、採択要件の緩和、必要な財源の確保及び税制上の優遇措置を講じること。
4. 街路事業を着実に推進するため、安定的かつ十分な財源を確保し、地域特性を考慮した財政措置を講じること。
5. 連続立体交差事業及び関連するまちづくり事業に対して、地域の実情にあった財政支援措置を講じること。
6. 国土の均衡ある発展を図るため、関連する各種の国家的プロジェクト等を着実に推進すること。
7. 不適切な残土処分行為を規制するため、実効性のある法的整備を図ること。
また、建設発生土等の有効利用を図るため、良質な建設発生土を求める都市自治体が容易に確保できるよう措置を講じること。
8. 国から譲渡された法定外公共物の維持管理費について、財政措置を講じること。

下水道の整備促進に関する提言・要望

基幹的な生活環境施設として極めて重要な下水道の整備を効率的・効果的に促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 下水道事業の計画的な普及拡大並びに整備促進を図るとともに、合流式下水道の改善、老朽化する管きょ等下水道施設の改築・更新の促進が図られるよう、十分な予算を確保するとともに所要の財政措置を講じること。
2. 局地的大雨や都市化の進展に伴う内水氾濫等災害の防止・軽減を図るため、浸水対策、安全対策について十分な予算を確保するとともに所要の財政措置を講じること。
3. 人口規模等により高額となっている下水道事業の資本費について、交付税措置の充実を図ること。
4. 納付者の利便性の向上を図るため、下水道受益者負担金・分担金について、市税と同様にコンビニエンスストアでの納付が行えるよう、収納の事務の私人への委託が可能となるよう見直すこと。

公共事業の充実に関する提言・要望

公共事業を円滑に推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 社会資本整備総合交付金の充実について

(1) 社会資本整備総合交付金については、地方の社会資本整備が計画的かつ効率的に実施できるよう、十分な予算を確保すること。

また、交付金の配分に当たっては、社会資本整備が遅れている地域、財政力の弱い地域などにおいても、必要とする事業の執行に支障が生じないように留意すること。

(2) 同交付金制度の実施に当たっては、都市自治体の意見を十分踏まえ、今後とも必要に応じその見直しを行うこと。

2. 公共事業用地の確保について

(1) 公共事業用地及び代替地取得を円滑に推進するため、譲渡所得に対する特別控除額の引上げ等、税制上の優遇措置を拡大すること。

(2) 市町村等の公共事業用地先行取得に係る農地取得制限の緩和を図ること。

(3) 土地開発公社経営健全計画の着実な推進を図るため、都市の置かれている財政状況等を踏まえ、第三セクター等改革推進債をはじめとする財政措置の充実を図ること。

3. 公共事業に係る補助金等の事務費については、直轄事業負担金の業務取扱費の廃止に係わらず、地方財政の実態を考慮し、地方の負担増とならないよう、引き続き安定的に確保すること。

4. 公契約において、適正な労働条件が確保されるよう、公契約法に関する基本の方針等を策定すること。

5. 国土計画上重要な大型事業については、予算の要求段階から情報を

公表するとともに、関係自治体の意見を聴取するシステムを整備した上で、これらの意見を尊重すること。

都市公園の整備促進等に関する提言・要望

緑と潤いある安全で良好な生活環境を形成する都市公園等の整備を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 都市公園の整備を着実に推進するため、都市公園事業、緑地環境整備総合支援事業に対し、十分な財政措置を講じること。
2. 都市における緑地保全を図るため、歴史的風土特別保存地区、近郊緑地特別保全地区の指定について、都市自治体の意向を踏まえ適切な措置を講じること。
また、都市緑地法による緑地の公有化に対し必要な措置を講じるとともに、都市自治体が土地買入れ等を行うに当たっては、土地所有者への税制上の優遇措置を講じること
3. 地域の歴史的まちなみを守るため、景観形成総合支援事業等における歴史的建造物等の保全等に対する財政措置の拡充を図ること。

雪寒地帯の振興に関する提言・要望

雪寒地帯の振興のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 雪寒地帯における市町村道の除雪費に対し、安定的な財政措置を講じること。
2. 雪寒指定路線の指定に当たっては、地域の実態に応じて弾力的な運用を図ること。
3. 雪寒指定道路以外の市道消雪施設整備及び除雪経費に対する財政支援を図ること。

道路整備財源の確保等に関する提言・要望

都市生活を支える重要な基盤施設である道路の整備を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地方が真に必要とする道路整備が引き続き計画的に実施できるよう、地方の意見を踏まえ、必要な財源の充実強化を図ること。
2. 有機的な道路ネットワーク整備のための財源確保について
 - (1) 高速自動車国道、一般国道、地方道等による有機的なネットワークを形成し、円滑な交通体系の確立を図るため、整備に当たっては、地域の実情を十分勘案して必要な財源を確保し、早期の完成を図ること。
 - (2) 新直轄方式の高速道路については、地域の実情等を十分に勘案し整備促進を図るとともに、抜本的見直し区間の整備に着手すること。
また、実質的な地方負担が生じないよう措置すること。
 - (3) インターチェンジ及びアクセス道路の整備促進等を図ること。
 - (4) 道路の拡幅、パークアンドライドなど渋滞解消対策を促進すること。
 - (5) 市町村合併による地域間の交流・連携を図る合併支援道路や広域連携道路などの整備を促進すること。
3. 事業評価の実施に当たっては、交通量を基準とする評価手法だけではなく、救急医療、地域活性化、安全・安心の確保など地域にもたらす様々な効果を総合的に評価する仕組みを導入すること。
4. 道路の権限移譲に関する関係市との協議・調整について
 - (1) 直轄国道の国から都道府県への権限移譲に当たっては、移譲後も移譲前と同水準の整備及び管理が担保される仕組みを構築すること。
 - (2) 権限移譲する個々の直轄国道の選定に当たっては、移譲後の管理水準を

含め、関係市と十分に協議を行うこと。

5. 橋梁等の道路施設の長寿命化が図れるよう、維持補修及び架け替え等に対する財政措置の充実を図ること。

6. 道路整備に当たっては、環境に十分配慮するとともに、地域住民の意向を考慮すること。

7. 総合交通戦略に基づく歩行者・自転車利用空間の整備に対し、財政措置の充実強化を図ること。とくに、通学路における歩道整備を促進すること。

また、訪日外国人の利便性向上を図るため、道路案内標識等における外国語表記を推進すること。

運輸・交通施策の推進に関する提言・要望

運輸・交通施策の更なる推進及び地域の振興を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 整備新幹線について

- (1) 整備新幹線の建設財源を安定的に確保し、早期開業を目指すとともに、未着工区間については早期の着工及び事業化を推進すること。
- (2) 整備新幹線の建設費に対する沿線自治体の負担について財源措置を講じること。

2. 整備新幹線の並行在来線について

- (1) 並行在来線のJRからの経営分離後も、安定的な経営を維持できるよう、事業運営に対する財政支援措置を講じること。
- (2) 並行在来線の事業用資産の無償譲渡、初期投資への起債充当を図るとともに交付税措置を講じること。
- (3) 貨物鉄道線路使用料に関する調整制度の充実を図ること。

3. リニア実験線の早期完成を目指すとともに、完成後の実用化確認試験を着実に実施し、リニア中央新幹線の早期実現に向けて、速やかに整備計画へ格上げすること。

4. 鉄軌道の整備促進等について

- (1) 主要幹線鉄道、都市鉄道、地方鉄道及びLRT等の鉄軌道の利便性の向上及び整備促進に必要な財政支援措置を講じること。
- (2) 都市高速鉄道の早期建設及び路線延長など軌道系交通網の整備に対する補助適用及び補助制度の拡充を図ること。

5. 地方航空路線の維持等について

- (1) 地方航空路線が地方の産業・経済及び地域住民の生活に多大な影響を与えることを踏まえ、全国の航空ネットワーク及び地方路線の維持のための

措置を講じること。

- (2) 地方空港における就航便を確保し、乗継運賃割引制度を拡充するとともに、空港施設及び周辺地域の総合的な整備を促進し、空港を活用した地域振興策を積極的に推進すること。
- (3) 羽田空港の再拡張による発着枠の増加に際しては、国内線への十分な発着枠を確保するとともに、発着枠返上に伴って減便された路線を優先的に考慮すること。

6. 高齢者、身体障害者等の移動の円滑化(バリアフリー化)について

- (1) 駅周辺における交通環境のバリアフリー対策や、公共交通事業者等が行うバリアフリー化整備事業に対し、必要な財政支援措置を講じること。
- (2) 円滑化事業の対象となる特定旅客施設の要件となっている「一日あたりの利用者数」の基準を引き下げること。
- (3) 高齢者や障害者等の利用実態により対象とする施設についても、特定旅客施設と同様の措置を講じ、事業実施の目標時期を明確化すること。

7. 鉄道駅周辺地域における放置自転車等の解消を図るため、「自転車法」を改正し、鉄道事業者に駅周辺への自転車等駐車場の設置を含む対応策を義務づけること。

また、駐輪場設置のための鉄道用地について、無償貸与とする等の適切な措置を講じること。

8. 高速道路の新料金体系に係る支援等について

- (1) 高速道路の無料化に当たっては、地域の足として重要な役割を担うフェリー、鉄道などの公共交通機関に与える影響を勘案し、国において存続に向けて損失補てんや競争力強化への支援など長期的な所要の支援策を講じるとともに、経済、交通、環境等に考慮した総合的な交通体系を早急に構築すること。
- (2) 高速道路の新料金体系においては、地域間格差を是正する全国一律の料金制度とするとともに、「生活道路」として利用している地域住民の負担増とならないよう、特段の措置を講じること。

9. 水上バイクによる死亡・傷害事故が多発していることから、違反行為を厳格に取り締まれるよう執行体制を強化するとともに法令及びルールの周知徹底を図ること。

10. 国民生活の安全・安心を守るため、沿岸警備・海上保安体制を強化すること。

生活交通の維持に関する提言・要望

生活交通を確保し、地域交通ネットワークを維持するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地域住民の生活に不可欠な移動手段を確保し、小規模な自治体でも安心して日常生活、社会生活が送れるよう、真に地域が必要とする公共交通ネットワークを充実するとともに、十分な財政支援の拡充を図ること。
2. 厳しい経営状況にある地方鉄道に対し、健全な経営が行えるよう支援制度の拡充を図ること。
3. 地域住民の生活に必要不可欠であり、最も身近な交通機関である地方バス路線、コミュニティバス路線に対し、安定的な維持ができるよう恒久的な財政支援を講じること。
4. 島しょ部の生活交通として欠かせない航路を確保していくことができるよう、離島航路整備政策の抜本改革を速やかに実現するとともに、離島航路の維持・確保に向けて、積極的かつ恒久的な財政支援を講じること。
5. 人と環境に配慮し、地域の実情にあった交通体系の構築を促進するため、LRTをはじめとする新しい交通システムの導入に向けた支援の充実を図ること。
6. 高齢者等の足として、各地域においてコミュニティ組織が行う買い物支援等については、所要の措置を講じること。

港湾・海岸に関する提言・要望

国民生活・産業活動を支える重要な社会資本である港湾・海岸保全等の整備促進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 港湾整備事業及び海岸整備事業の促進を図るため、必要な予算を確保すること。
2. 地震、津波、高潮及び台風等の自然災害から国民の財産・生命を守り、迅速な災害復旧等を可能にするため、ハード・ソフト一体となった港湾・海岸における総合的な防災・減災対策を強化・促進すること。
また、大規模災害発生時において、国を含めた港間連携協働体制の早期確立を図ること。
3. 我が国経済の活性化を図り、民需・雇用の創出に資するため、重要港湾及び地方港湾の物流機能の強化を図り、総合的な物流基盤施設及び幹線臨港道路の整備の推進を図ること。
4. 侵食が進んでいる海岸について、浸食対策への技術的支援を講じるとともに、離岸堤の整備など海岸浸食対策事業に対し財政措置の充実を図ること。
5. 海面処分場を確保するため、廃棄物埋立護岸の整備を促進すること。
6. 老朽化した港湾施設の有効活用を図るため、維持補修に対する財政措置の充実を図ること。
7. 港湾の保安対策を推進するため、財政措置の拡充を図ること。
8. 新規の直轄港湾整備事業の着手対象となる重要港湾の選定に当たっては、社会情勢の変化等に対し柔軟かつ迅速に対応できる仕組みにすること。
9. 漂着・漂流ごみ対策について
(1) 市町村が漂着・漂流ごみの適正処理に要した経費に対し、地域の実態を

踏まえ、平成 24 年度以降も引き続き財政措置を講じるとともに、海岸漂着物に係る関係法令の整備を行うこと。

- (2) 漂着・漂流ごみについては、河川からの流出が主な原因であることが多いことから、河川等の流域も含めた広域的なごみ対策を講じること。
- (3) 諸外国による海洋不法投棄を防止するため、日本海沿岸諸国と不法投棄防止対策や適正処理について多国間での協議を行うこと。

治水事業等の推進に関する提言・要望

国土の保全と水資源の供給、河川環境の保全等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 局地的大雨等による河川の氾濫・洪水から住民生活を守ることができるよう、危機管理体制の充実強化を図るとともに、河川の上流から下流までの総合的な治水対策事業の着実な推進を図るため、所要の財政措置を講じること。

また、準用河川の改修事業等に対する財政措置の拡充を図ること。

2. 急傾斜地崩壊対策事業等の着実な整備促進を図るため、所要の財政措置を講じること。

また、土砂災害特別警戒区域における対象住民に対する支援措置をさらに拡充すること。

3. 河川の権限移譲に関する関係市との協議・調整について

(1) 一級河川の国から都道府県への権限移譲に当たっては、移譲後も移譲前と同水準の整備及び管理が担保される仕組みを構築すること。

(2) 権限移譲する個々の一級河川の選定に当たっては、移譲後の管理水準を含め、関係市と十分に協議を行うこと。

4. 水利権については、小水力発電をはじめとする水需要に合わせた水利使用調整など弾力的な運用を促進すること。

5. 特定多目的ダムの建設に要する費用の負担について、基本計画の変更による増額が当初予定とかけ離れた負担額となることのないよう、負担限度額設定等の措置を講じること。

6. ダム事業のあり方については、各地域の実情等を勘案し、地域住民にとって安心、安全が確保されるよう十分な治水対策を講じること。

また、既存ダムの改修等について、所要の財政措置を講じること。

住宅・建築施策に関する提言・要望

良好な住宅の供給及び管理体制の整備等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 住宅新築資金等貸付事業への支援について

(1) 住宅新築資金等貸付事業については、貸付金の償還完了まで必要な財政措置を講じること。

また、貸付事業を行った市町村の実態把握に努め、適切な措置を講じること。

(2) 住宅新築資金等貸付金回収業務を行う一部事務組合等への支援を拡充すること。

2. 指定確認検査機関制度について、改正の効果や問題点を適切に把握するとともに、更なる制度改正等の必要性について検証すること。なお、その際、国、地方公共団体、指定確認検査機関、事業者等の各主体の役割と責任、費用負担のあり方を明確にするよう特に留意すること。

3. 木造住宅の耐震化を促進するため、耐震改修工事の技術開発に取り組むとともに、中小施工業者への技術講習支援を行うこと。

4. 無接道敷地を救済するため、特定行政庁が現在まで認めてきた道路を建築基準法上の道路として位置付ける等の必要な措置を講じること。

観光に関する提言・要望

観光は関連する産業のすそ野が広く、地域経済への波及効果の大きい分野であることから、地域の観光産業の振興を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 観光立国の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、観光振興策に対する支援及び財政措置を講じること。
2. 国道の道路案内標識等の外国語表記を推進するとともに、都市自治体が設置する各種案内板等の外国語表記に対する財政措置を講じること。
3. 鉱物などの自然資源や地形を活用したジオツーリズムの推進に対する財政支援措置を講じること。

農業の振興に関する提言・要望

農業の持続的発展と長期的な安定を図るため、国は、地域の実情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 戸別所得補償制度の推進について

(1) 平成23年度からの戸別所得補償制度の本格実施に当たっては、農業者等が安心して取り組むことができるよう必要な財源を確保すること。

(2) 戸別所得補償制度の設計に当たっては、地域が独自に推進してきた取組が後退することのないよう配慮するとともに、地域振興作物単価の設定などの地域の実情が反映されるような制度とすること。

また、地方公共団体やJA等生産者団体が構成する地域水田農業推進協議会を制度に参画させる場合、その役割を法令等に明確に位置付けるとともに、所要経費に対して十分な予算措置を講ずるなど都市自治体への新たな経費や事務負担が生じることのないような制度とすること。

とくに、米戸別所得補償モデル事業においては、需給調整を守るため調整水田等の不作付地により生産数量を達成しているが、本格実施後も不作付地を含めた生産数量の達成を認めること。

(3) 戸別所得補償制度の本格実施に当たっては、生産現場等が混乱することのないよう、対象品目、支援内容、加算措置のあり方等についてその詳細を早急に明らかにするとともに、周知徹底を図ること。

(4) 野菜・果樹生産農家については、従事者の減少・高齢化、所得の激減など危機的な状況にあることから、野菜及び果樹も対象となるような所得補償の支援策を講じること。

また、農山漁村を再生させるため、漁業、林業に対しても戸別所得補償制度を導入すること。

(5) 新規需要米の流通経路の確立など農業者の生産拡大に向けた支援策を講じること。

(6) 戸別所得補償制度においては、中山間地域等の小規模農家にはメリットが少なく推進が難しいことから、小規模農家にも配慮した制度とすること。

(7) 不作付地域改善計画の市町村認定の見直し等地域の事務負担の軽減を図ること。

2. 農業農村整備事業の推進について

- (1) 農業生産基盤整備及び農村生活環境基盤整備等を計画的かつ円滑に推進するため、農業農村整備に係る諸施策の継続及び拡充並びに財政措置の充実強化を図ること。
- (2) 農山漁村地域整備交付金については、地方の自主性と裁量性を高め、より使い勝手のよい制度とするとともに、必要な予算を確保すること。
- (3) 頻発する災害に対する備えを強化し、安全で快適な農村をつくるため、農地と農業用施設の防災対策を推進すること。
- (4) 農地と農業用施設の災害復旧を円滑に実施するため、補助率増高申請事務手続きの簡素化を図ること。

3. 口蹄疫及び畜産・酪農経営安定対策の充実強化について

- (1) 家畜・畜産物の広域的な流通環境において、ひとたび伝染性疾病が発生した場合、急速かつ広範囲にまん延し、その被害が甚大となる恐れがあることから、事前対応型の防疫体制を整備すること。
とくに、「口蹄疫」については、国家防疫の観点から、「口蹄疫対策特別措置法」に基づき各種対策を迅速に実行し、早期終息を実現するとともに、口蹄疫の発生によって生じている様々な損失等を早急に回復するため、さらなる迅速かつ柔軟な対策をきめ細かく講じること。
- (2) 畜産・酪農業についても、戸別所得補償制度の導入など抜本的な経営安定対策を講じること。
- (3) 配合飼料の価格の上昇が畜産農家の経営に及ぼす影響を緩和するため、国産飼料の増産につながる取組を推進すること。
また、肥育素牛への導入助成等を実現すること。

4. 鳥獣被害防止対策の推進について

- (1) 鳥獣被害の深刻化・広域化に対応し、鳥獣害防止総合対策事業を平成 23 年度以降も継続するとともに、有害鳥獣の被害防止対策の充実を図ること。
- (2) 野生鳥獣による農林作物の被害が激増しているため、森林の生態系等環境問題とも連携した駆除・防除対策の調査研究を行うとともに、駆除・防除対策に関する財政支援の充実を図ること。
- (3) 野生鳥獣による被害及びその生息状況を踏まえ、広域的な被害防止対策

や市街地における人身被害防止対策を講じるとともに、有害鳥獣の繁殖を抑制し個体数の適正化を図るなどの根本的な対策を講じること。

5. 食の安全・安心確保対策について

(1) 牛海綿状脳症（BSE）対策についてはリスクコミュニケーションを十分図りつつ、発生防止策及び安全確保対策を継続すること。

また、自治体を実施する20ヶ月齢以下の牛を対象としたBSEスクリーニング検査に係る平成20年8月以降の費用について十分な財政措置を講じること。

さらに家畜等に係る新たな感染症等の問題に対応するため、事前対応型の防疫体制を整備すること。

(2) 食の安全・安心に関する国民の信頼を回復するため、食品安全対策の強化を図ること。

6. 学校給食等における地産地消の推進に向けた取組の一層の拡充を図ること。

7. 国産農産物の価格安定対策を拡充するとともに、生産・流通コスト低減のための取組に対する支援を推進し、生産者の経営安定と所得の向上を図ること。

8. 農業算出額のデータ公表は、平成19年度から都道府県単位とされたが、今後の農業政策策定に当たって各市町村との比較分析等が行えるよう、市町村別データも公表すること。

また、地域の食料自給率の算定ができるよう、平成17年度概算版を最後に更新されていない地域食料自給率試算ソフトを更新すること。

9. 中山間地域等を始めとする農山村の活性化について

(1) 中山間地域等直接支払制度については、手続きの簡素化や要件の緩和、財政措置の充実強化など、制度の更なる見直しを行うこと。

また、過疎化や高齢化が進行している「水源の里（いわゆる限界集落）」をはじめとする農山村の振興・活性化を図るため、農地・水・環境保全向上対策など諸施策の推進及び財政支援措置を充実強化するとともに、農商

工連携の推進及び都市と農山村の交流促進に必要な措置を講じること。

(2) 耕作放棄地等の解消に向けた再生・利用の取組に対する支援を充実すること。

10. 都市農業振興施策の充実について

(1) 都市と農地・農業との調和を図り、都市農業が有する多面的機能を強化するため、都市における農地等の確保・保全に対する財政措置を講じるとともに、都市農業の振興施策を拡充すること。

(2) 都市農地を適切に保全するために、生産緑地等に関する税制上の措置の拡充及び生産緑地制度の地域の実情に応じた面積要件の緩和等、必要な措置を講じること。

(3) 農住組合制度の組合設立認可の申請期限の延長及び地域の実情を踏まえた制度の見直しを図ること。

11. 農業振興地域制度及び農地転用許可制度について、農用地の確保に配慮したうえで、地域の実情を踏まえた柔軟な対応が可能となるよう地方の裁量を拡大するとともに、事務手続きの簡素化、迅速化を図ること。

12. 農業従事者の高齢化や農業機械の大型化に伴い、農作業中の事故が多発していることから、零細農家が労働者災害補償保険に加入することができるよう、加入資格要件の緩和を図るとともに、補償対象の見直しを行うこと。

13. 国際農業交渉等に係る適切な対応

W T O 農業交渉及び F T A 農業交渉に当たっては、国内の農業や地域経済に及ぼす影響を踏まえ、非貿易的関心事項への配慮など日本提案の実現を目指す従来の基本方針を堅持するとともに、上限関税設定の導入の阻止、重要品目の数の十分な確保など適切な国境措置を確保すること。

また、日豪 E P A 交渉に当たっては、米、小麦、牛肉、乳製品、砂糖など我が国の重要品目を関税撤廃の対象から除外するよう、慎重かつ粘り強く交渉すること。

14. 個々の担い手が抱える経営課題等に対応することができるよう、都市自治

体が実施するソフト事業等に対する財政支援を行うこと。

また、農業経営に必要な制度資金の充実強化を図るとともに、農作業機械の更新及び施設等の維持に係る財政支援措置を講じること。

林業の振興に関する提言・要望

森林の有する地球温暖化防止との多面的機能の確保を図るため、国は、地域の事情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 森林整備等の推進について

- (1) 国土保全、水源涵養、地球温暖化防止、景観形成など森林が持つ多面的機能を継続的に維持・発揮するために必要な財源を確保するとともに、里山の保全機能等を有する竹林の整備に係る支援措置を講じること。
- (2) 「緑の雇用担い手対策事業」については、健全な森林整備の推進だけでなく、山村地域への定住促進や地域活性化においても効果を挙げていることから、引き続き、必要な担い手の確保、育成事業の推進を図ること。
また、病虫害防除対策を促進するとともに、環境に優しい防除方法を確立すること。
- (3) 森林整備保全事業計画の推進に当たっては、効果的な事業の実施及び必要な事業量を確保するとともに、森林再生に向けた財政措置を講じること。
- (4) 公共施設における国産材利用を推進するための財政措置の拡充を図るとともに、木質バイオマス利活用の推進・普及のための財政支援措置を拡充すること。

2. 鳥獣被害防止対策の推進について

- (1) 鳥獣被害の深刻化・広域化に対応し、鳥獣害防止総合対策事業を平成 23 年度以降も継続するとともに、有害鳥獣の被害防止対策の充実を図ること。
- (2) 野生鳥獣による農林作物の被害が激増しているため、森林の生態系等環境問題とも連携した駆除・防除対策の調査研究を行うとともに、駆除・防除対策に関する財政支援の充実を図ること。
- (3) 野生鳥獣による被害及びその生息状況を踏まえ、広域的な被害防止対策や市街地における人身被害防止対策を講じるとともに、有害鳥獣の繁殖を抑制し個体数の適正化を図るなどの根本的な対策を講じること。

水産業の振興に関する提言・要望

国民に水産物を供給する使命を有する水産業の健全かつ安定的な発展が図られるよう、国は下記事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 水産基本法に則り、水産業の経営安定対策及び水産物の加工・流通・消費対策並びに水産資源の回復・管理対策の更なる充実強化を図るとともに、漁港をはじめとする水産基盤整備を推進するため、十分な予算を確保すること。
2. 漁業所得補償制度については、地域の実情を踏まえた制度設計を行うとともに、円滑な実施に向け、関係者への周知徹底に努めること。
3. 海洋生物等の環境調査や水産資源の動向調査の充実を図るとともに、クロマグロ等、水産資源の管理対策を強力に推進すること。
また、効果的かつ効率的な監視・取締体制を構築し、密漁等違反防止対策を強化するとともに、漁業調整の円滑な推進を図ること。
4. 多大な漁業被害を引き起こす大型クラゲの発生メカニズムを早期に解明するとともに、駆除対策の充実を図ること。
また、漁獲被害、漁具被害に対する支援措置を講じること。

地域経済の振興等に関する提言・要望

地域経済の振興及び活性化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地域経済の振興を図るため、景気回復に向けた抜本的な経済対策の早期実現を図ること。また、雇用の維持・拡大に努めている中小企業に対しては、税制上の優遇措置を講じ、融資制度の拡充を図るとともに、地域の実態を踏まえ、より弾力的な運用を可能とするなど、きめ細やかな対策を総合的かつ継続的に講じること。

2. 中小企業対策について

(1) 地域における中小企業の資金繰りは予断を許さない状況にあることから、引き続き総合的な中小企業対策を実施すること。併せて、都市自治体を実施する金融支援施策や制度融資に伴う損失補てん金などについても財政措置を講じること。

(2) 平成22年度までとされている景気対応緊急保証制度について、取扱期間を延長するとともに、更なる拡充を図ること。また、既存の融資制度やセーフティネット保証制度については、十分な保証枠を確保するとともに、各種認定要件の緩和や指定手続きの迅速化など、制度の充実を図ること。

(3) 地域経済の自立的発展を促進するため、商工組合中央金庫及び日本政策金融公庫による中小企業への金融機能の維持・充実を図ること。

3. 省エネルギーの促進・新エネルギーの開発及び導入の促進について

(1) 地球温暖化対策と環境分野への投資による景気対策の両面から、太陽光発電や風力発電など新エネルギー導入を積極的に推進するため、発電設備の設置などに対する財政支援措置の拡充を図ること。

(2) 地球温暖化対策と大気汚染防止に有効である電気自動車などの普及促進に対する財政支援措置の拡充を図ること。

(3) 低炭素社会の実現のため、小水力発電施設設置における関連法令の整備など、その普及促進に向けた対策を講じること。

また、グリーン電力証書制度の健全な運用を確保するための支援を講じ

ること。

4. 電源立地地域対策について

- (1) 平成 22 年度末より順次期限切れとなる電源立地地域対策交付金（水力発電施設周辺地域交付金相当分）について、交付期間の恒久化と交付限度額の拡充を図るとともに、事務手続きの簡素化を図ること。
- (2) 平成 22 年度末で期限切れとなる「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」の期限延長と拡充を図ること。また、原子力発電施設及び周辺地域の防災対策の充実強化を図ること。

5. 半島振興法などに基づく減収補填措置制度の延長、企業立地及び進出環境の更なる改善など、企業誘致に対する財政支援措置の充実強化を図ること。また、工業団地の開発を促進するため、関係法令の運用を改善し、迅速に開発が行えるようにすること。

6. 自転車競技法・小型自動車競走法における競輪・オートレースの場外車券売場の設置について、地元自治体等の意向が反映されるよう、法改正等の措置を講じること。

7. 地域ブランド商標の海外における保護について、一元的な監視体制を整備するとともに、個別に問題が発生した場合における支援施策の充実を図ること。また、地域ブランドを海外に向けて発信するにあたり、世界的なマーケティング展開が可能となるよう更なる支援策を講じること。

8. 持続可能な地域振興を目的としたジオパークに対し、世界ジオパークネットワーク加盟に向けた支援など、必要な財政支援措置を講じること。